

松江市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、法第115条の45の5の規定による指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する「第1号事業」をいう。以下同じ。）の内容及び第1号事業支給費（法第115条の45の3に規定する「第1号事業支給費」をいう。以下同じ。）に係る費用の給付に関する監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、指定事業者等の第1号事業の内容について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6で定める基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は第1号事業支給費の給付について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(監査の体制)

第3条 監査は、介護保険課が実施するものとする。

2 監査は、2人以上の職員で実施するものとし、原則として1名は、係長級以上の職に有る者とする。

(監査対象となるサービス事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会等からの通報情報

(2) 運営指導において確認した情報（一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第23条及び第24条の規定による指導又は法第76条の規定による監査で確認した指定基準違反等）

(監査方法等)

第5条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問

させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査後の措置等)

第 6 条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、書面によって、その旨の通知を行うものとする。

2 前項の規定による通知を行う場合には、当該指定事業者等に対して、当該改善を要すると認められる事項についての書面による改善報告を求めるものとする。

第 7 条 前条第 1 項に規定する場合を除き、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、法第 115 条の 45 の 8 又は第 115 条の 45 の 9 の規定に基づき、次のいずれかの行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

(2) 命令

(3) 指定の取消し等

2 勧告を行う場合には、当該指定事業者等に対し、当該勧告で定めた期限内に当該勧告に基づく措置の状況についての報告を書面により行うよう求めるものとする。

3 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合において、第 1 号事業支給費の全部又は一部について不正利得があったときは、当該指定事業者等に返還するよう指導するものとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第 8 条 この要綱に定める指導等及び監査に関する重要な事案等については、「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。